

産後の生活に不安はありませんか？

まずはお気軽に
お電話ください☆

臼杵市 産後ケア事業

産後ケアの内容

大分県内の産科医療機関・助産所で、様々なサポートが受けられます。

体のケア

宿泊や日帰りで、
お母さんの体調や状況
に応じて、からだを
休めることができます

心のケア

お母さんの悩みを
聞き、不安を取り
除くためのサポート
が受けられます

授乳のサポート

乳房ケアや授乳の方法
などについてアドバイ
スを受けられます

育児のサポート

沐浴やスキンケアの
方法など赤ちゃんの
ケアについてアドバイ
スを受けられます

利用できる施設

産後ケアを受けられる施設は右記 QR コードからご確認ください。



対象者

臼杵市内に住民票がある生後 4 か月未満の赤ちゃんとお母さんで次のいずれかに該当する方

- 産後の疲れや育児に不安を感じている方
- ご家族などから産後の家事や育児等の支援が受けられない方



利用までの流れ

まずは子ども子育て課（ちあぽーと）までご相談ください。



利用相談・申請（面談）

※申請の時期は原則
「産後」となります。

利用調整・利用適否審査
（子ども子育て課）

承認・非承認通知が届く

（承認がおりたら）

利用

利用期間および利用料

サービス区分	利用単位 (1回)	自己 負担額	利用上限	その他
<宿泊型> 午前 10 時～翌日午前 10 時	1泊2日 3食付	3,000 円	あわせて7回 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用状況により、ご希望通りにいかない場合があります。 ・おむつ代、ミルク代などは利用料金に含まれません。
<デイサービス型> 午前 10 時～午後 5 時	1日 1食	1,500 円		

※多胎児の場合も自己負担額は変わりませんが、実費代はかかります。

※生活保護世帯・非課税世帯の自己負担額はありません（非課税世帯は令和 5 年 4 月 1 日から）。

問い合わせ先

臼杵市役所子ども子育て課（ちあぽーと内）

TEL：0972-86-2258（直通）

裏面によく聞かれる Q&A を載せています

産後ケア Q&A

Q1. 今までどのような方が利用しましたか？

A1. これまでにこんな方が利用しました。

- 赤ちゃんがおっぱいをうまく吸ってくれない
- 夫の出張で夜間ひとりになる
- 赤ちゃんが寝てくれなくて眠れない
- 赤ちゃんの退院が長引いたため、退院後の沐浴が心配
- 実家が近くになく、里帰り出産もできなかったため、産後の支援が受けられなかった

Q2. 産後ケアを利用することができない条件はありますか？

A2. 赤ちゃんやお母さんの健診の日、または予防接種の当日および翌日は利用できません。
また、医療的介入の必要な方は利用できません。

Q3. 必要な持ち物はありますか？

A3. 赤ちゃんのお世話やお母さんが病院で必要なものをお持ちいただきます。必要な持ち物は利用する施設によって異なるため、詳細は産後ケア利用前にお伝えいたします。

Q4. 利用時間の変更はできますか？

A4. 利用施設によりますが、もし利用時間の変更を希望される場合には、事前に臼杵市子ども子育て課にご相談ください。

Q5. 産婦人科を退院した日から利用できますか？

A5. 退院した日から利用は可能ですが、出産後の事前申請が必要となりますので、子ども子育て課にご相談ください。

Q6. 兄弟児も一緒に利用することはできますか？

A6. 兄弟児の託児等を行っておりませんが、産後ケア事業利用時に兄弟児の預け先等がない場合には子ども子育て課までご相談ください。

Q7. 宿泊型を利用した後に続けてデイサービス型が使えますか？

A7. 利用することはできますが、利用施設への確認等が必要となりますので、事前に子ども子育て課へご相談ください。

利用者の声

- 授乳の方法を丁寧に教えてもらうことができ、家でも自信をもってできそうだった
 - 夜間もスタッフがいるので安心して過ごせた
- など

※子ども子育て課はちあぼーと内にあります。